

			事 實 證 明 書
	五		高 慶 書
		四	證 明 書
		五	證 明 書
		五	證 明 書
		二	所 屬 部 隊
		地 步 第 五 大 隊	戰 傷 死
		少 尉	官 氏
		細 畑 清 造	名

石師副人恩第三八號
 恩賞關係書類送付件通牒
 昭和二十年三月六日 第六十二師團司令部
 岐阜聯隊區司令部 御中
 左記者對入ル首題件別紙通送付不
 記

本籍地
現住所

第六十二師團獨立步兵第十五大隊第四中隊

陸軍中尉 畑清造

一受傷年月日 昭和十九年四月十一日

一受傷場所 中華民國河南省修武縣待王村南門外約百

米村北

一傷名

一受傷狀況 昭和十九年四月六日新隊追及、命ヲ受テ自

動貨車ニ依リ追及中右受傷場所ニ危掛ルヤ敵設置地雷

ニ懸リ該地雷爆發ニ因リ自動貨車轉覆シ車輛ト共ニ深

サニ米ノ凹地ニ轉落車輛ノ下敷トナリ受傷ス

右現認ス

昭和十九年四月十一日

現認者

陸軍中尉

須川隆一

病歴書

本籍地
現住所

第六十二師團獨立歩兵第十五大隊第四中隊

陸軍少尉 細畑清造

一病名 頭蓋骨骨折兼右第三肋骨骨折兼右側腹部挫傷

二受傷年月日 昭和十九年四月十一日

三受傷場所 中華人民國河南省修武縣待王村

四原因 別紙埜認證明書記載ノ如シ

五經過

昭和十九年四月六日部隊進及、命ヲ受テ自働貨車ニ依リ進及中昭和十九年四月十一日午前記受傷場所ニ差掛ル敵施設ノ地雷ニ懸リ該地雷ノ爆炎ニ因リ自働貨車轉覆シ該車軸ト共ニ深サ二米ノ凹地轉落受傷ス
依テ同日新野陸軍病院ニ入院セシム
當時體格榮養共ニ良好顔貌蒼白ニシテ苦悶狀ヲ呈シ呼吸從從迫淺シ
眼脞結膜充血シ兩側瞳孔縮小シ對光反射減弱ス舌ハ薄キ白苔ヲ衣シ口

感乾燥胸部右側胸部右側胸部乳線ニ於陥致シ壓迫ニ依リ輕ク骨磨擦音
 ヲ聽取ス左側胸部ニ於テモ猶々抵抗ヲ有シ捻髪ヲ聽ス心臟ハ第二肺動脈
 音及大動脈音稍々減弱シ排尿時痛口鳴胸痛腹痛呼吸困難等アリ
 四肢冷却ス兩側外聽道ヨリ出血ス
 症上概ネ以上ノ如クニシテ内臟損傷ノ疑アレモ脈搏頻數ニシテ殆ト触知シ
 得ス依而強心劑注射等ニ依リ脈搏ノ恢復ニ努メタルト共ニ病名ヲ四月十二日頭
 蓋骨骨折兼右第三肋骨骨折兼右側腹部挫傷ニ決定スルト共ニ
 症狀重篤ナレニ依リ四月十二日十四時四十分第一報ヲ發ス
 十五時五十分體溫三七度五分脈搏殆ト触知シ得ス呼吸促迫シ意識ハ
 濁濁ス依而強心劑注射酸素吸入等ニ依リ極カ有護ニ努ムルモ體溫三
 十七度八分脈搏測定不能意識不明四肢及顔面ニヤハレセテ認メ強心
 看護ニ努ムルコト遠シ四月十三日午後四時十分息籍ニ入リ
 六死ニ年月日 昭和十九年四月十三日

七死ニ病名及場所
 病名 頭蓋骨骨折兼右第三肋骨骨折兼右側腹部挫傷
 場所 中華民國河南省新鄉陸軍病院
 右之通ニ候也

昭和十九年四月十三日

新鄉陸軍病院附 陸軍軍醫中尉 木林 良雄

本籍地 現住所

獨立第六隊第十五大隊第四中隊
 綏炳 清造

現住所 中華民國河南省大原市白雲街
 戴三ノモ現認明書ニ記載有リ
 阿曾布村字東ノモカ止ニキナリ
 取扱責任者 独立歩兵第十五大隊副官

一 決定年月日
 二 公格起因ノ理由

昭和十九年四月十二日
 本病ハ別紙所屬隊長記載ノ現認
 明書ニ如ク中華民國河南省有護ニ
 待再認テ受得ヒモト認ハ

右證明

昭和十九年三月二十二日

新鄉陸軍病院 陸軍軍醫中佐 泉下 淳一

昭和十九年四月十三日
新加坡陸軍病院
陸軍軍醫中尉
小林良雄

唇乾燥、胸部右側胸部右側胸部乳線に於て陥没し、壓迫し依り輕く骨磨擦音ヲ聴取す左側胸部に於て毛縮々抵抗ヲ有シ捻髪ヲ聽ス心臟ハ第二肺動脈音及大動脈音稍々減弱シ、排尿時痛口鳴胸痛腹痛呼吸困難等、四肢冷却ス兩側外聽道ヨリ出血ス
症上概ネ以上ノ如クニシテ内臓損傷ノ疑ハレモ脈搏頻數ニシテ殆ト触知シ得ス依り強心劑注射等ニ依リ脈搏ハ恢復ニ努メタルト共ニ病名ヲ胃十二指腸蓋蓋骨折兼右第三第三肋骨骨折兼右側腹部挫傷ニ決定スルト共ニ
症狀重篤ナレ依り四月十二日十四時四分第一報ヲ發ス
十五時五十分體溫三七度五分脈搏殆ト触知シ得ス呼吸促迫シ意識全ク濁濁ス、依り強心劑注射酸素吸入等ニ依リ極カ有護ニ努ムルモ體溫三十七度八分脈搏測定不能意識不明四肢及顔面ニヤノ一セテ認メ履心
有護ニ努ムルモ遂ニ四月十三日午後四時十分息籍ニ入リ
六死亡年月日 昭和十九年四月十三日
七死因病名及場所
病名 頭蓋蓋骨折兼右第三第三肋骨骨折兼右側腹部挫傷
場所 中華民國河南省新加坡陸軍病院
右之通ニ候也

昭和十九年四月十三日

新加坡陸軍病院附 陸軍軍醫中尉 小林良雄

本籍地
現住所

獨立第六等十五大隊第四中队
陸軍中尉
姓名 田清造
頭蓋蓋骨折兼右第三第三肋骨骨折
兼右側腹部挫傷

一 傷
二 決定年月日
三 公傷起因之理由

昭和十九年四月十二日
本病ハ別紙所屬隊長記載ノ現認
證明書 如ク中華民國河南省有條或標
符ヲ持テ受傷セシト認ム

右證明
昭和十九年四月十二日
新加坡陸軍病院 陸軍軍醫中尉 泉本 學一 謹

死亡證書

獨之步兵第十五大隊第四中隊
陸軍少尉 綏 烟 清 造

右昭和十九年四月十一日中華民國河南省修武縣待
王村於頭蓋底骨折兼右第二第三肋骨骨折兼右
側腹部挫傷受同新鄉陸軍病院二入院加療
守處本日午後四時二十分該傷一依一遂一死亡一

昭和十九年四月十三日

新鄉陸軍病院長 陸軍軍醫中佐 栗本博雄

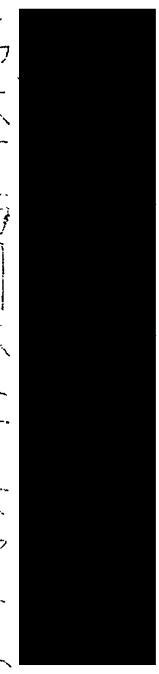
滿洲新軍隊前牙新軍軍醫中出 泉本對 紙
昭和十一年四月十三日

茲本日本對四部二十台對... 同日係... 昭和十一年四月十三日

新軍少將 陸軍少將 陸軍少將
陸軍少將 陸軍少將 陸軍少將

諸給與金證明書

本籍地
現住所



所屬部隊 第六十三師團獨立步兵第十五大隊 第四中隊

官氏名 故陸軍少尉 細畑清造

右者對照昭和十七年一月三十一日陸軍省告示第二號
大東亞戰役係死役者特別賜與金賜與規定第三條
第二項諸給與金支給證明書

昭和二十一年三月四日

獨立步兵第十五大隊長 飯塚豊三郎



		大正	大正	大正	大正	大正	大正
		大正	大正	大正	大正	大正	大正
		大正	大正	大正	大正	大正	大正
		大正	大正	大正	大正	大正	大正
		大正	大正	大正	大正	大正	大正
		大正	大正	大正	大正	大正	大正
		大正	大正	大正	大正	大正	大正
		大正	大正	大正	大正	大正	大正
		大正	大正	大正	大正	大正	大正
		大正	大正	大正	大正	大正	大正

昭和十八年四月十六日
 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部
 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部
 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部

證明書

本籍地
 現住所

一病 名 肺結核

一次定年月日 昭和十八年四月十六日
 公務起因名理由 本病ハ別紙所屬部隊長調製事實證明書
 ノ勤務ニ因リ發病シタルモノト認ム

右證明書

昭和十八年四月十六日
 陽泉陸軍病院長 陸軍軍醫少佐 松尾長 榮

獨立混成第四旅團獨立歩兵第六隊第三中隊
 昭和十三年徵集 陸軍軍曹 盛田青重

村	部	任主	官副級高	長謀參	長團師
木村				5	1

六	書明證實事	
五	書歷病	
五	書明證	
七	書證七死	
三	書明證金	
留守業務	擔任部隊	所在地
東京區	關東隊區	關東隊區
死病戰	別七死	官
陸上	等	氏
武田敏雄		石

石九三恩第三一號
 恩賞關係書類送付、件通牒
 昭和廿年貳月廿八日
 石第三五九二部隊
 首題、件左記、通リ送付ス
 左記

福園	春福	高福	主計	務	村
1	2				3

石九三恩第三一號
 恩賞關係書類送付、件通牒
 昭和廿年貳月廿八日
 石第三五九二部隊
 首題、件左記、通リ送付ス
 左記

1	2	3
4	5	6
7	8	9
10	11	12
13	14	15
16	17	18
19	20	21
22	23	24
25	26	27
28	29	30
31	32	33
34	35	36
37	38	39
40	41	42
43	44	45
46	47	48
49	50	51
52	53	54
55	56	57
58	59	60
61	62	63
64	65	66
67	68	69
70	71	72
73	74	75
76	77	78
79	80	81
82	83	84
85	86	87
88	89	90
91	92	93
94	95	96
97	98	99
100	101	102

20
送付

